

平成 19 年 5 月 1 日

金融庁  
総務企画局企画課保険企画室御中

在日米商工会議所  
保険小委員会  
東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック森ビル 10 階

「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「保険業法施行規則の一部を改正する  
内閣府令（案）」に対する意見

謹啓時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 3 月 30 日付で公表された「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」  
及び「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関しまして、以下の通り意見  
を提出いたします。今後の検討におかれまして配慮を賜りますようお願いいたします。

謹白

「「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」」に対する意見

[氏名]	在日米商工会議所 保険小委員会
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[電子メールアドレス]	myasuda@accj.or.jp
<p>今般の「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の制定については、市場の安定性を確保しつつ、保険契約者の保護を推進するものとして歓迎いたします。</p> <p>以下の点につき明確なご説明を頂戴したく、お願い申し上げます。</p> <p>○外貨建て商品の解約払い戻しについて</p> <p>新施行規則第十一条三ノ二というよりもむしろ、保険業法第三百九条の下で、保険料が外貨で支払われた外貨建て商品の解約払い戻しは、当該通貨で返還することができるものとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>○特定早期解約制度について</p> <p>新規則第五十三条ノ十二によると、特定早期解約を適用する保険契約について、顧客よりクーリングオフの申込みに係る書面を、特定早期解約期間内に受領した場合には、顧客に対し「特定早期解約を行うか否かの意思を確認するための措置を講じなければならない。」とあります。この場合の「措置」の内容は、書面の送付・電磁的方法など保存可能な形態である必要があるのか、もしくは口答による確認でよいのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	